

# 吉田公園緑花大学運営要綱

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 吉田公園を利用する方々をはじめ多くの方々に様々な生涯学習の機会を提供する。

(名称)

第2条 本講座は「吉田公園緑花大学」と称する。(以下「緑花大学」称する)

第3条 緑花大学は第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 仕事や家庭以外の多様なコミュニティの機会を提供するため、各種の講座や教室を開設する。
- (2) 生きがいつくりと健康増進の機会を提供するため、各種の講座や教室を開設する。

(運営)

第4条 緑花大学の個々の講座は、それぞれの講師が全責任をもって、その講座の開設及び運営にあたる。

- 2 運営については、講師全員をもって「緑花大学講師会(以下「講師会」という。)」を組織して、その運営にあたる。
- 3 講座は、講師と受講生の信頼関係によって、運営されなければならない。

(年度)

第5条 緑花大学の運営年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 緑花大学の事務局は、吉田公園事務所とする。

第7条 緑花大学講師会は、次の者で構成する。

- (1) 講師全員

(役員)

第8条-1 講師会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 講師全員

(役員を選任及び任期)

第8条-2 役員は、運営委員の互選により選任する。

- 2 役員任期は2年とし、再選を妨げない。
- 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議の種類)

第9条 会議は、講師会とする。

- 2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 講師会は、次の事項を議決する。
  - (1) 運営に関する事項を議決する。(作品展)
  - (2) 本要綱の変更及び廃止に関する事。
  - (3) 役員を選任に関する事。

(講師の募集)

第10条 講師は公募制とし、公園ホームページ、ポスター等の方法で行う。

- 2 講師の応募資格は、講座開設の**資格を有する20歳以上**の成人とする。
- 3 講師の採否は、講座開設の承認の可否をもって行う。
- 4 講師の任期は、1年とする。
- 5 講座の内容が運営要綱に違反していると認められるときは、講師会に諮って、当該講座を閉講し、講師を除籍することができる。
- 6 講師は**NPO法人しずかちゃんの会員登録**を条件とする。

(講座の開設)

第11条 講座の開設は、講師が公園に講座の内容、日時、会場等を講座開設計画書(別紙)により提出し、その内容を審査し、適当と認めた講座の開講を理事会にて承認する。ただし、初めての講師については、委員等が直接面談により事前審査を行う場合がある。

- 2 講座の内容は、花緑に関する事を主体とし、教養、文化、趣味、娯楽、スポーツ(競技スポーツを除く)、レクリエーション等の別を問わない。ただし、特定の政治団体及び宗教団体に関するもの、物販その他営利目的と認められるもの、ならびに著しく公共性に欠け公園の名誉を傷つけると認められるものは、開講を認めない。
- 3 講座の開催は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、開催日は講師が事務局と協議の上、定めることができる。
- 4 講座の回数は、12回以上を原則とする。
- 5 1回の学習時間は、2時間程度を原則とする。
- 6 講座開講の最低必要人員は、5名以上を原則とする。(4名以下での開講は講師の判断に任せる)
- 7 講座の開催、運営は、講座ごとに講師が行う。
- 8 少人数での夜間の講座は鍵当番等の理由により極力他講座と同日開催(場所は分ける)とする。

(講座の会場)

第12条 会場は公園内とする。

- 2 講師自宅や民間施設等での開設は、原則として認めない。

(受講生の募集)

第13条 受講生の募集は、公園ホームページ、新聞折込、ポスター掲示等の方法で行う。

- 2 受講は、住所の有無を問わず誰でも申し込むことができる。ただし、講座運営の障害になると認められる者については、講師が受講を断ることができる。
- 3 受講生は、講座の日時が重ならない限り、複数の講座を同時に受講することができる。
- 4 受講生は、原則として同じ講座を翌年度も受講することができる。(一部特別な講座を除く。)

(受講料等)

第14条 受講料は、別に定める。

- 2 受講料は、各講座の初回に徴収する。
- 3 講師は、自己の都合により年度途中で講座を閉講した場合は、受講料の残回数分を受講生に払い戻すものとする。
- 4 原則として受講料の払い戻しは行わない。
- 5 講師は受講料と事前掲載済の教材費以外は受講生から徴収することができない。但し、その費用がかかる場合については、受講生から確実に了承を得る。なお、受講取り止める者に対する教材費の返却は、講師の判断による。
- 6 講師は、必要な場合、講師の責任で傷害保険等に加入するものとする。

(緑花大学運営費)

第15条 講師は、徴収した受講料を一旦全額公園に納めなければならない。

- 2 緑花大学運営費の額は次のとおりとする。
  - (1) 受講生の人数が20人以下の場合は、受講料収入の1割
  - (2) 受講生の人数が21人以上の場合は、20人までが受講料収入の1割、21人目からが受講料収入の5割で算出した額の合計
- 3 受講料より(1)、(2)を差し引き、源泉を差し引いた額が公園より振り込まれる(6月末)

## 第2章 その他

(作品展の開催)

第16条 各講座の学習の成果を発表する場として、年1回「緑花大学作品展」を開催することができる。

- 2 作品展の開催は、作品展に参加する講座の講師で「作品展実行委員会」を組織し開催する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮って委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年11月から施行する。